

平成 29 年 6 月 9 日  
商 工 中 金

## 命令に対する作業工程並びに業務の改善計画の提出について

今般の危機対応業務の要件確認における不正行為事案に関しまして、お取引先をはじめ、国民の皆様にも、多大なるご迷惑とご心配をおかけしていることを、深くお詫び申し上げます。

本日、平成 29 年 5 月 9 日付の株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条に基づく命令に基づき、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省に、作業工程並びに業務の改善計画を提出いたしました。

当金庫といたしましては、平成 29 年 4 月 25 日に設置しました代表取締役社長直轄の改革本部の下、コンプライアンス及び内部監査への取締役会の関与強化や、ガバナンス強化の観点からの社外取締役、社外監査役の招聘など、当面直ちに実施すべき改善事項に取り組んでまいります。

また、今後、調査未実施の危機対応貸付全体について、改革本部の下、外部の専門家のチェックを受ける等により客観性を十分に確保した調査を継続し、当該調査の結果や第三者委員会の調査結果を踏まえて問題の所在やその根本原因を特定し、全容を明らかにした上で、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備・強化に向けた抜本的な再発防止策の策定や役職員の責任の明確化等、必要な対応に全力で速やかに取り組んでまいります。

なお、命令に対する作業工程並びに計画書については別添資料のとおりです。

[\(添付資料\) 命令に対する作業工程並びに業務の改善計画](#)